

令和2年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年6月5日（金）  
午後3時32分～午後4時15分
2. 場 所 大久保ふれあいセンター 2階研修室
3. 出席委員 21人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎  
委 員 1番 大場 忠勝 3番 大浦 清貴  
4番 山崎 巖 5番 若林 勉  
6番 福山 英則 7番 仲田 茂男  
8番 北森 正誠 9番 菊 正士  
10番 渡辺 正志 11番 金田 修一  
12番 金木 洋子 13番 高瀬 昌弘  
15番 熊本 孝信 16番 中島 潔  
17番 茶木 俊一 18番 五十嵐英夫  
20番 中井 義則 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 2番 大橋 芳信 21番 奥野 健一
5. 議 題 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて  
議案第12号 事業計画の変更申請について  
議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第14号 富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員  
の選任に関する要綱の一部改正の件について  
報告事項第9号 農地法第3条の3第1項の規定による受理  
について  
報告事項第10号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第  
1項第7号の規定による受理について  
報告事項第11号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、2番大橋委員、21番奥野委員から欠席届があり、出席委員数は21名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、本日お配りした追加議案が1件ございます。これについては議案第14号として、のちほどご説明いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和2年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。16番中島委員、20番中井委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は5件で、申請面積は11,748.98㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番と経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番は相手方の要望により、所有権を移転するものです。

3番と4番は譲受人が同じであります。ともに相手方に要望により、所有権を移転するものです。

5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。  
以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします

会 長 続きまして、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は4ページから8ページまでです。なお、今回は、5条申請のみで8件、面積は19,346.11㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

5ページの5条申請1番は資材置場の計画であります。申請人は土木建築業を営んでおり、業績が伸び、事業の拡大を図る際、資材置場が不足するため、申請するものであります。受注の依頼が多い地区へのアクセスが良好であることから申請地を選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、分家住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家に近い場所で、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に中学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は、資材置場の計画であります。ビルの建築加工資材の受注が年々増加しており、既存地の敷地規模では組付けした加工品を保管できないため、利便性があり効率的に利用できる既存地の隣地で計画したものです。申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあり、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地ですが、許可基準は、「既存地拡張」を適用しております。

4番は、資材置場、駐車場及び通路で整地済みであります。隣接地で太陽光発電事業を行っており、すでに通路として利用しております。申請書には始末書の添付がございます。現在は、既存地に機材等を置いていますが、手狭であり、定期点検や整備する際に支障があることから、新たな機材置場と駐車場を確保するため計画したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5番は、一般住宅の敷地拡張の計画であります。国道の拡幅事業により一部用地買収された住宅敷地を代替地として取得し、道路拡幅工事の着工前に申請地側に曳家するものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

6番は、一般住宅を建築する計画であります。勤務先に近く、現在の住居と同一校区内にある申請地を選定したものです。なお、申請地は過去に「一般住宅」で許可を受けており、申請人が事業を承継されたいものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

7番は、一般住宅を建築する計画であります。小学校が近く、実家と勤務先へのアクセスが良好な申請地を選定したものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

8番は、建築条件付分譲住宅を建築する計画であります。小学校や駅が近く、子育てや通勤、通学に条件のそろった利便性の高い土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。申請地は、鉄道の駅から500mの範囲にある、公共施設整備済み区域で第2種農地となり、許可基準は、「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第12号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第12号事業計画の変更申請についてご説明申し上げます。議案書のページは9ページでございます。

1番は7ページ5条申請6番でご説明した案件でございます。当初計画者が健康上の理由により事業を遂行できなくなり、承継者が一般住宅を建築するため、事業計画の変更を申請されたものです。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第12号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます。議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、23ページ96番は●●委員が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから23ページです。

今回は98件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が11件、6～9年が2件、10年が85件です。設定面積は、555,375.67㎡です。

12ページ1番から21ページ79番までは、農地中間管理機構を通すものであります。21ページ80番から23ページ96番が相対であります。

また、今回は利用権の移転が1件あります。移転とは、利用権設定当初の契約期間や小作料等の契約内容は変更せず、借り手のみを変更するものです。

移転分は23ページの96番です。

今回の相対移転は、自らが代表者を務める会社へ農業経営を移譲するためです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、96番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、96番を除き、異議については、ないものいたします。

会 長 続きますして、96番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、96番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、96番について、異議はないものといたします。

●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きますして、議案第14号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 本日追加で配布しました議案第14号「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件」について説明します。

主な改正箇所は3か所です。現行の第11条を変更すること、新たに第18条を追加すること、現行の第14条は改正案の第11条の第2項として記載しますので削除します。

現行の第11条は評価会議の委員の構成について記載してあります。第1号の学識経験者、第2号の農業委員の経験者、第3号・第4号の宛職を含めた7名の委員となっておりますが、改正案では委員の構成を農業委員会の委員8名に変更するものでございま

す。

委員8名は、会長、会長代理の3名と会長が必要と認める者5名でございます。

推進委員は、農業委員会が委嘱するとなっておりますので、農業委員が推進委員を選考するということに変更します。

第18条は欠員が生じた場合の補充に関する規定を追加するものでございます。

現在、推進委員が1人欠員となっておりますので、この要綱の改正の議決をいただいて、推進委員の欠員補充を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

会 長     それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長     特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長     異議なしとのことでありますので、議案第14号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正の件については、原案通り改正することといたします。

会 長     続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第9号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について  
報告事項第10号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局     報告事項第9号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は24ページから31ページです。  
今回の受理件数は17件で、すべて相続によるもので、2番の一部の筆で賃借権を取得したもの以外は、所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでし

た。

報告事項第10号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは32ページから41ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が13件、合わせて18件、面積は合わせて25,327.03㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

34ページ4番、5番については、共有名義の農地であり、自身の持分1/2の分を4条で届出し、共有者の持分1/2の分については、36ページ7番、37ページ8番にありますとおり、5条で所有権移転し、それぞれ単独名義とし駐車場敷地とするものです。

35ページ1番、37ページ11番については、事業面積が1000㎡以上の建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要な案件です。35ページ1番は開発許可が下りたため同日付で受理しております。なお、37ページ11番については、受理通知日が空欄となっておりますが、開発許可日と同日で受理する予定です。

報告事項第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、42ページから47ページです。

解約件数は19件で、解約面積は48,453.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、これをもちまして、令和2年度第3回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。